

手数料条例改正案説明資料（概要）

建築基準法改正内容

（法第4条）

建築主事を置いた市区町村又は都道府県は、当該市区町村又は都道府県における確認等事務の実施体制の確保又は充実に図るために必要があると認めるときは、建築主事のほか、当該市区町村の長又は都道府県知事の指揮監督の下に、確認等事務のうち建築士法第3条第1項各号に掲げる建築物に係るもの以外のもの（以下「小規模な建築物」という。）について所管させるために、建築副主事を置くことができるようになる法改正である。

（法第6条第4項、第18条第3項）

法第6条に基づき、建築主より建築物の建築等に関する確認の申請書が提出された場合、又は法第18条に基づき、国の機関の長等より計画の通知がされた場合において、確認済証を交付できるのが建築主事のみだったが、小規模な建築物については、新たに創設された建築副主事でも確認済証を交付することができるようになる法改正である。

小規模な建築物の建築確認を担当する建築副主事を継続的かつ安定的に確保することで、建築確認関係事務の担い手を増やせるため、建築確認関係事務の執行体制の確保に繋がる。

建築主事・建築副主事の業務範囲

延べ面積 S (㎡)	木造		木造以外	全ての構造 13m<高さ 又は 9m<軒高
	高さ ≤ 13mかつ軒高 ≤ 9m		高さ ≤ 13mかつ軒高 ≤ 9m	
	1階建	2階建～3階建以下	3階建以下	
S ≤ 300	建築主事又は建築副主事			
300 < S ≤ 500				
500 < S ≤ 1000				
	特定		建築主事	
1000 < S	特定			

※特定：学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、オーディトリウムを有する集会場、百貨店

※工作物については建築主事又は建築副主事による確認等事務が可能

建築基準法施行令改正内容

(令第 137 条の 12 第 6 項、第 7 項)

既存不適格建築物に関して、接道義務（法第 43 条第 1 項）又は道路内建築制限（法第 44 条第 1 項）については遡及適用を合理化し、大規模修繕等となる省エネ改修等をする場合、安全性等の確保を前提に現行法の基準を適用しないという認定制度を新設する。

